

平成25年（ワ）第131号 損害賠償請求事件

原告 國分富夫 外177名

被告 東京電力株式会社

併合の上申書

2013年12月19日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士	小野寺 利孝
弁 護 士	広田次男
弁 護 士	鈴木堯博
弁 護 士	米倉 勉
弁 護 士	笹山尚人
弁 護 士	渡辺淑彦

外

上申の趣旨

本件（御庁平成25年（ワ）第131号事件）の審理につき、別紙原告表1の審理と別紙原告表2の審理とに分離し、前者の事件を御庁平成24年（ワ）第213号事件と併合して審理するよう上申する。

上申の理由

1, 本件は, 御庁平成24年（ワ）第213号（以下、「第1陣第1次事件」という。），

損害賠償請求事件として御庁民事部合議係に係属中の事件の第1陣第2次提訴事件である。本件は、第1陣第1次事件において原告として提訴するにつき、準備の都合上間に合わなかった原告たちが、第1陣第1次事件と同じく、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原発過酷事故によって発生した損害のうち、自宅不動産の賠償及び避難及びふるさと喪失に伴う慰謝料を中心に賠償を東京電力株式会社に対して請求する事件である。

2、福島第一原発事故によって避難を余儀なくされている原告らは、一刻も早い救済を必要としている。避難生活の過酷さ、先の見えない状態に対する不安、そうした状況を一刻も早く解消する必要がある。

この意味で、避難者の訴訟は、先行する第1陣第1次事件について、平成26年中の期日の予定を御庁にも確保していただき、早期の集中的な審理の日程を組んで進めていただいている。これに併合できる条件が整っているものについては、これを併合して審理を進めるのが理に適っている。

この点本件の原告らのうち、今般別紙原告表2として表示した原告らは、訴訟救助の申立を行っているものであるが、訴訟の実体的審理に入るのが多少遅れても、救助を受けたいと考えている者たちであり、御庁の判断いかんによっては、上級庁の判断を経てでも訴訟救助についての判断を求めている。

他方、別紙原告表1として表示した原告らは、訴訟物の価額に応じた収入印紙を納入してでも一刻も早く提訴した訴訟の実態審理に入ることを求めている者たちである。これらの原告たちが、訴訟救助を申し立てた原告たちと共に、訴訟救助の結論が出るまでの間、提訴した案件について実態審理に入ることができないとすれば、それはこれらの原告たちの裁判を受ける権利を侵害する事態と言わなければならない。

一刻も早い救済が必要となる以上、実態審理に入ることが可能な状況にある本件の別紙原告表1の原告らについては、本件は、早急に実態審理を進めるべきである。

そうであれば、別紙原告表1の原告らについては、第1陣第1次訴訟に併合して迅速に審理し、早期に結審して裁判所による判断を一刻も早く得るようにするのがもっとも合理的である。

3、仮に併合審理をしないということになれば、本件の別紙原告表1の原告らは、本件の審理として、同日の別の時間に口頭弁論を開くといった、第1陣第1次訴訟と同時に進行させる手続きを求めることになるが、これは、手間暇が多くなるばかりか非効率ですらある。第1陣第1次事件と併合審理するのが、訴訟経済にも資する。

4、本件の原告は、別紙原告表第1の原告だけ分離をしても153名となるため、第1陣第1次事件と併合すれば、192名の原告団となり、そのことによって結果的に訴訟の遅延を招くのではないかとの危惧も考えられる。

しかし、両訴訟の原告らは、同一の弁護団のもと、統一要求としているため、原告らが賠償を求める不動産の賠償の価額も、慰謝料の金額も、内容が同一である。基本的に御庁の審理は、この統一要求価額が損害賠償の損害額として適切かという判断を行うことになるので、原告の人数が増加したからといってそのことによって遅延を招くことはない。

5、また、第1陣第1次事件は、第3回口頭弁論が2月12日に予定されているが、第1陣第1次事件は主張整理中であり、併合するに支障のある状況ではない。

6、以上の理由により、本件を別紙原告表1と別紙原告表2とに分離した上、別紙原告表1の原告らについて第1陣第1次事件と併合していただきたく、併合決定をするよう、強く上申する次第である。

7、なお、別紙原告表2の原告らについては、訴訟救助を申し立てている観点から、今回は分離を求め、併合の対象とはしていない。しかし、訴訟救助の結論のいかん、それに対する上級審の審理を仰ぐ必要があるか否か、裁判所の決定の時期によって、この原告らに関する審理をどのように進めるかについては流動的な状況ではある。

しかし、時期に遅れていなければ、これらの原告についても、第1陣第1次事件との併合を上申することは考えられるので付言する。

また、本件原告らを担当する弁護団においては、新たな避難者訴訟として、第2陣第1次訴訟の提起を予定している。この新しい避難者訴訟については、第1陣第1次事件との併合を求める考えはない。早期の救済の必要性がある点で事情は変わらないとしても、提訴の時期から考えて併合を求めるには時機を失することになると考えられるため、もともとこれらの原告については第2陣訴訟として位置づけている。そこで、併合を求めるのは、第1陣第2次訴訟である、本年7月17日提訴の本件までである。

以 上